

# 技術資料等説明書

令和8年度 佐伯河川国道事務所竹田維持出張所管内における災害時等応急対策工事等に関する基本協定については、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和8年2月12日

2. 協定締結者

九州地方整備局 佐伯河川国道事務所長 峰 潔毅  
大分県佐伯市長島町4-14-14

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、佐伯河川国道事務所竹田維持出張所の直轄管理区間において、災害等が発生し又は発生のおそれがある場合、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害等支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所において発生した災害の応急対策に関して、緊急的に道路の巡回、応急対策工事等を実施することを想定し、あらかじめ実施者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 基本協定期間

- 1 本協定の実施区間は、基本協定期間（別表-1参照）を基本とする。
- 2 災害等の状況により、当事務所の直轄管理区間内において、前項に規定する対象区間以外で指示された場所。
- 3 当事務所の直轄管理区間以外において発生した災害の応急対策に関し、「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所。

(3) 基本協定の内容

- 1 委託者は、直轄管理区間で災害が発生し、又は発生が予測され、必要と認めるとき、または「九州地方整備局防災業務計画」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から指示された場所について、受託者に緊急的に道路の巡回、災害状況に応じた応急対策工事等を要請することができるものとする。
- 2 受託者は、前項の要請があった時は、委託者の指示により、道路の巡回、応急対策工事等を実施するものとする。
- 3 委託者は、災害対策基本法第76条の6（以下「災対法」という。）に基づく車両移動等について、受託者に出動要請ができるものとする。また、災対法に基づき車両移動等を行う場合には、別冊「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引き」により行うものとする。
- 4 委託者は、受託者に国土交通省が保有する災害対策用機械・機器の運搬及び運転に係わる業務を要請する場合もある。
- 5 受託者は、これらの工事等を適切に対応ができるよう日本道路交通情報センター、河川情報センター等を通じて、的確な情報収集に努めるものとする。

(4) 基本協定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 基本協定の締結業者の選定

本協定締結業者の選定については、企業の施工実績、資材・機材の確保を提出された技術資料等から総合的に評価して決定する。

- (6) 災害時等応急対策工事等の実施方法  
基本協定締結後、災害等発生し緊急的に工事等を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては関係法令を遵守するものとする。  
但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことを付記する。
- (7) 基本協定締結日は令和8年3月24日とする。

#### 4. 参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 災害協定対象区間である竹田維持出張所管内〔大分県佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後大野市〕（以下「協力依頼対象地域」という）に建設業法に基づく営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）が所在すること。但し、佐伯河川国道事務所において過去に災害時等応急対策工事等の協定締結の実績がある者はこの限りではない。
- (3) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）  
なお、令和8年4月1日時点において、認定されていない者のした申請は、競争に参加する資格を有しない者のした申請として、当該申請を無効とする。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（3）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 協定締結対象業者は経常建設共同企業体を除く。
- (6) 令和3年4月以降に元請として、一般土木工事又は維持修繕工事の工事实績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る（地域維持型建設共同企業体は除く。）。）
- (7) 九州地方整備局（港湾空港関係は除く。）の発注した一般土木工事又は維持修繕工事のうち令和3年4月1日以降に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点の平均が65点以上であること。一般土木工事、維持修繕工事の平均の高い方で評価する。
- (8) 緊急業務に対応した体制の確保として3名以上の一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士を確保できること。
- (9) 協力依頼対象地域内において必要な資材・機材確保が確認できる資材及び機材の保有量一覧表の提出ができること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。  
・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務  
・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務  
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
- (12) 請負契約を取り交わす時点に置いて施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。  
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と、直前1年間の完成工事高により掛金を算出し、保険期間内の工事を保険対象とする方式があ

り、工事請負契約の条件となる保険は、いずれの方式であっても差し支えないものとする。

- (13) 協定締結参加申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

## 5. 技術資料等の総合的な評価に関する事項等

### (1) 評価項目と評価基準

別表-2の各評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### (2) 決定方式

参加者から提出された技術資料等をもって総合的に評価し、評価点の高い順に協定業者として決定する。

### (3) 総合評価に係る技術資料の作成方法

記載事項	内容に関する留意事項
1) 企業の施工実績	①工事の実績 別記様式2に記載された内容等により評価する。 ②技術者保有に基づく信頼度 別記様式3に企業（協定を締結する本支店等）が雇用している一級土木施工管理技士、一級土木施工管理技士補又は二級土木施工管理技士の人数を記載する。 ③継続的な営業に基づく信頼度 別記様式3に企業（協定を締結する本支店等）の営業年数を記載する。
2) 資材・機材の確保	協力依頼対象地域内において必要な資材・機材 様式A及び様式Bに保有・確保できる資材・機材を記載する。

## 6. 本基本協定に関する担当部局

〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 道路管理課

担当：道路管理課長 平川 範貴

電話0972-22-1880（代）（内線431）

FAX0972-23-2747

## 7. 資料の作成及び提出

(1) 本協定に参加希望者は、下記のとおり申請及び資料等を提出すること。

① 提出期間： 令和8年2月12日(木)から令和8年2月27日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで

② 提出場所： 上記6.に同じ。

③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。CDを添付すること。）により提出する。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。会社の代表印を押印すること。

(3) 資料は、次に掲げるところに従い作成すること。

### ①施工実績

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる工事の施工実績を別紙様式2に記載すること。記載する工事の施工実績の件数は1件でよい。

なお、記載する工事の実績が地方整備局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）である場合にあっては、総合評価項目「企業の施工実績」において優位に評価する。

## ②企業情報について

4. (2) (8)に掲げる内容及び継続的な営業年数が確認できる企業情報について5. (3)により別記様式3に記載すること。

また、過去に佐伯河川国道事務所と協定締結の実績がある者は、協定書又は覚書等の写しを添付すること。

## ③資材の保有・確保

4. (9)に掲げる資格があることを判断できる必要な資材・機材の保有・確保について5. (3)により様式A及び様式Bに記載すること。

## ④契約図書等の写し

上記①の施工実績として記載した工事に係る財団法人日本建設情報総合センター「工事実績情報サービス」(以下、CORINS)の工事カルテの写しを添付すること。

ただし、当該工事が、CORINSに登録されていない場合は契約書の写しを提出すること。

なお、CORINSに登録されている場合でも上記①に示した内容が判断できない場合、またはCORINSに登録されていない場合には、①に示した内容を判断できる契約図書等の写しも併せて提出すること。

## (4) 認定の確認

九州地方整備局(港湾空港関係を除く。)における令和7・8年度一般土木工事に係るC等級又は維持修繕工事に係る一般競争(指名競争)参加資格申請書の写しを添付すること。

## (5) 技術資料等のヒアリング

技術資料等のヒアリングは、必要に応じて行う。

## (6) 申請書及び資料等に関する問い合わせ先

6. に同じ。

## 8. 協定締結者の通知

令和8年3月16日付けで通知する。

## 9. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者及び申請書及び資料等が適正と認められなかった者は、担当部局に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により説明を求められることができる。(様式は自由とする。)

① 提出期限： 令和8年3月19日(木) 17時00分。

② 提出場所： 上記6. に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着のこと)により提出する。  
(注) 郵送等及びFAXで提出した場合は、送付手続き後及びFAX送信後、6.へ電話で確認すること。(不在の場合は、他の職員で可)

- (2) 担当部局は、説明を求められたときは、令和8年3月24日(火)までに、説明を求めた者に対し回答する。

## 10. 技術資料説明書に対する質問

- (1) この技術資料説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。

① 提出期間： 令和8年2月12日(木)から令和8年2月19日(木)まで。上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 提出場所： 6. に同じ。

③ 提出方法： FAX又は持参、郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期限までに必着のこと)により提出する。  
(注) 郵送等及びFAXで提出した場合は、送付手続き後及びFAX送信後、6.へ電話で確認すること。(不在の場合は、他の職員で可)

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、質問のあった日から土曜日、日曜日及び祝日を除く2日以内に行う。

11. 技術資料の評価

技術資料の評価は、佐伯河川国道事務所の職員が行う。

12. 評価結果の無効

公告に示した参加資格のない者が提出した申請書等、及び虚偽の記載をした者は決定を取り消す。

13. 再苦情申立て

① 担当部局からの理由等の説明に不服がある場合は、理由等の説明に係る書類を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、佐伯河川国道事務所長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。

② 再苦情の審議は、佐伯河川国道事務所において行う。

③ 再苦情申立ての受付窓口、受付時間

受付窓口：〒876-0813 大分県佐伯市長島町4-14-14

国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 総務課

担当： 建設専門官

電話0972-22-1880(代)(内線407)

(受付時間 土曜日、日曜日及び休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。)

14. その他

① 申請書及び資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 提出された申請書及び資料等を、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 当事務所において公示を行っている他の令和8年度における「災害時等の応急対策工事等に関する基本協定」において重複して選定された際は、履行の実行性を確認する場合がある。

⑥ 資機材の申請様式は、別添エクセルファイル「事業者申請」の「基本情報」、「保有機械登録(様式A)」、「保有資材登録(様式B)」の3シートに記入し、提出をお願いいたします。

記入の際、様式の列もしくは行の途中に独自の記入欄を追加しないでください。

なお、本協定締結後、他機関(県・市町村等)の災害協定も締結している場合は、「①保有機械登録(様式A)」、「②保有資材登録(様式B)」の2シートの「⑨備考欄」にそれぞれ他機関協定の自治体名等も追加記載し、担当課・出張所等職員へ、再度提出をお願いいたします。その後、担当職員が情報を登録いたします。

別表－１：基本協定区間

基本協定締結区間	距離(km)	備考
一般国道10号 自：大分県豊後大野市犬飼町久原 至：大分県佐伯市宇目大字重岡 159k200～221k850	62.3	
一般国道57号 自：大分県大分市大字上戸次 至：大分県竹田市大字小塚 0k000～48k311	45.1	
(内、自動車専用道路) 中九州横断道路(犬飼IC～竹田IC)	(26.2)	

上記区間内の担当区間張り付けについては、会社の立地条件及び施工実績等を考慮し協議のうえ決定することとする。

別表－2：評価項目及び評価内容

分 類	評価項目	評価内容	ウエイト
1) 企業の施工実績等	工事の実績	令和3年度以降の施工実績 ※国、県、市町村の順で評価する。	7
	工事成績の評価	地整内(過去4ヶ年+当該年度)の当該工事種別の平均点	
	技術者保有に基づく信頼度	一級土木施工管理技士の人数	
	継続的な営業に基づく信頼度	対象地域内における企業の営業年数の継続性	
2) 資材・機材の確保	災害協力が求められる地域において必要な資材・機材の確保	「保有機械登録(様式A)」、「保有資材登録(様式B)」の内容	3